

土地の形質変更を予定している皆様へ

**一定規模※以上の工事(掘削をとまなうもの)を行う場合は、
土壤汚染対策法に基づく届出が必要です。**

土壤汚染対策法第4条第1項の規定により、一定規模以上※の土地の形質の変更をする場合、工事着手日の30日前までに、県に届出が必要です。

※ 掘削部分と盛土部分の合計が3,000㎡以上。(現在、有害物質使用特定施設が設置されている、または、設置されていた工場・事業場の敷地では900㎡以上)

注意点

○ 届出の対象となる土地の形質の変更については、現状の地盤面を改変する行為すべてを指します。

※ 例えば、以下の行為も土地の形質の変更とみなします。

- ・ 舗装をはがして、整地する行為
- ・ 杭を打ち込む行為
- ・ 樹木の抜根 など

○ 届出された土地に土壤汚染のおそれがある場合、県は土地所有者等に対し、「土壤汚染の有無を調査し、調査結果を報告すること」を命令することとなり、調査が完了し、汚染のおそれなくなるまで工事に着工することができなくなります。

○ 開発行為における土地の形質変更とは定義が異なるので御留意下さい。

○ 未届、または虚偽の届出については罰則規定があります。
(3ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金)

**土壤汚染対策法に関する届出につきましては
熊本県環境保全課または管轄保健所(裏面)まで御相談下さい。**

問い合わせ先

熊本県環境生活部環境局環境保全課水質保全班

Tel: 096-333-2271, Fax: 096-387-7612

E-mail: kankyuhozen@pref.kumamoto.lg.jp

☆熊本県のWebサイトで土壤汚染対策法関係の情報を掲載しています。

https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_10389.html

◎ 一定規模以上の土地の形質変更の届出窓口：各保健所

保健所	所在地	電話番号	管轄地域
宇城	宇城市松橋町久具 400-1	0964-32-0598	宇土市 宇城市 下益城郡美里町
有明	玉名市岩崎 1004-1	0968-72-2184	玉名市 荒尾市 玉名郡長洲町・和水町・ 玉東町・南関町
山鹿	山鹿市山鹿 465-2	0968-44-4121	山鹿市
菊池	菊池市隈府 1272-10	0968-25-4135	菊池市 合志市 菊池郡大津町・菊陽町
阿蘇	阿蘇市一の宮町宮地 2402	0967-24-9035	阿蘇市 阿蘇郡小国町・南小国町・産山村・ 高森町・南阿蘇村・西原村
御船	御船町辺田見 400	096-282-0016	上益城郡御船町・嘉島町・益城町・甲佐町・ 山都町
八代	八代市西片町 1660	0965-33-3198	八代市 八代郡氷川町
人吉	人吉市西間下町 86-1	0966-22-3107	人吉市 球磨郡球磨村・山江村・五木村・ 相良村・あさぎり町・多良木町・錦町・湯前町・ 水上村
水俣	水俣市八幡町 2-2-13	0966-63-4104	水俣市 葦北郡芦北町・津奈木町
天草	天草市今釜新町 3530	0969-23-0172	天草市 上天草市 天草郡苓北町

※ 熊本市内については熊本市水保全課（TEL：096-328-2436）が所管しています。